

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定
により報告する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 件名及び契約名 | 令和2年第1回杉並区議会定例会において議案第19号に
より議決を得た「(仮称)杉並区立阿佐谷地域区民センター
等複合施設建設建築工事」 |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 金1,980,000,000円
変更後の契約金額 金2,071,421,000円
契約金額の増額 金91,421,000円 |
| 3 変更理由 | 土工事の施工方法変更のほか、建設発生土の含水率を低減
するため、処分する際に改良剤を使用するなど仕様及び数
量の変更を行ったため。 |
| 4 専決処分年月日 | 令和4年1月13日 |